

児童手当の誤支給について

中央保健福祉センターこども家庭課では、児童手当の受給者更新認定事務に誤りがあり、平成30年6月～31年1月分の支給額の一部に過払いがあったことが判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

毎年度、養育者のうちいずれか所得が高い方を生計中心者（受給者）として認定し、所得要件の判定を行い、児童手当を支給している。生計中心者の認定にあたっては、6月の現況届提出事務に合わせて、5月にシステムで出力するチェックリストで所得額の確認を行っているが、平成30年度は、その確認作業を失念し、本来、所得額に応じて生計中心者の変更手続きを案内した上で特例給付（5,000円/月）に変更すべき世帯に対し、誤って従来の生計中心者のまま継続認定したため、平成30年6月～31年1月分の児童手当を過払いしたものの。

2 判明の経緯

平成31年4月22日の6区担当者会議において、所得制限限度額に関する事務があること、区担当者がチェックリストを5月に出力し、確認することの説明があり、昨年度の状況を確認したところ、所得額に応じた生計中心者の変更手続きができていないことが判明した。

3 誤支給の内容

(1) 対象世帯	13世帯
(2) 過払い額	合計 880,000円
	(内訳) 40,000円 6世帯
	80,000円 6世帯
	160,000円 1世帯

4 原因

チェックリストによる生計中心者の確認作業及び作業実施の確認を失念していたもの。

5 受給者への対応

- (1) 対象の受給者に説明、謝罪し、過払い金の返還をお願いした。
- (2) 生計中心者の変更手続きが済み次第、順次平成31年2月分から、正しい金額を支給する。
※返還方法については、納付書による分納払い、または、今後の支給額との相殺等で対応。

6 今後の対応

このような事態が再び発生することのないよう、再発防止策としてダブルチェック等による確認作業を徹底するなど、今後、事務手順をさらに徹底し、適正な事務の執行に努める。